

年金記録問題のこれまでの取組みと今後の対応

1	年金記録問題の概要	1
2	年金記録問題への対応	2
	(参考) 年金記録問題の経緯	4
3	対策の作業進捗状況	5
4	対策の成果	7
5	今後の年金記録問題への対応	8
	<現況についての参考資料>	13

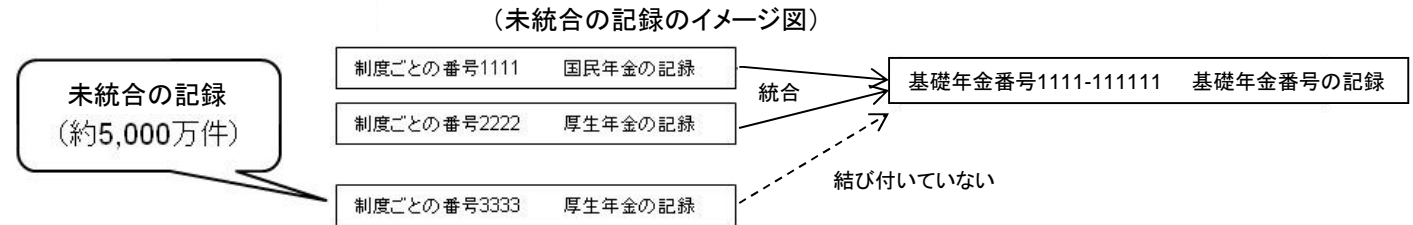
平成25年7月24日
厚生労働省年金局
日本年金機構

1 年金記録問題の概要

未統合記録 (5,095万件) 問題

<基礎年金番号に統合されていない年金記録の問題>

- 年金記録は平成9年以降、国民一人に一つの番号(基礎年金番号)で管理されているが、平成18年6月時点で、どの番号にも結び付いていない約5,000万件の年金記録が存在



記録の内容に誤りがある 問題

<誤りのあるオンライン記録の問題>

- 年金記録は当初、紙台帳で管理されていたが、その後、コンピュータによる管理方法に順次変更された。その際、紙台帳の記載内容が正しく移し換えられず、誤っている記録が存在。
- 国の厚生年金記録と厚生年金基金が保有する基金記録の内容が異なっている記録が存在。

<遑って訂正された年金記録の問題>

- 国の厚生年金記録が遑って訂正された際に、給与額(標準報酬月額)が実際より低く変更されたり、勤務期間が実際より短くされたケースが存在。

2 年 金 記 録 問 題 へ の 対 応

	対 策		
	事 項	内 容	備 考
<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">I 未統合記録 (5,095万件) 問題</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: 0.8em;">どの基礎年金番号にもつな がっていない被保険者記録 をご本人の基礎年金番号に 結びつける</p> </div>	①特別便	全ての受給者・加入者に加入記録を送付し、漏れや誤りを本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 名寄せ特別便 19年12月～20年3月 全員特別便 20年4月～20年10月 送付数 約1億873万人
	フォローアップ 照会	20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方で、未統合記録が結びつく可能性の高い方約88万人に対し、電話、訪問及び文書により記録を確認。 21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施し、23年3月までにほぼ終了。	
	②黄色便	未統合記録約5000万件について、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットという。）や旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年6月～21年12月 送付数 約262万人
	加入期間10年未満 の黄色便	黄色便の対象外としていた加入期間が10年未満の記録について、年金確保支援法の成立により、過去10年に遡って国民年金の保険料の納付が可能となり、10年未満の記録であっても年金受給と結びつく可能性があることや、受給資格期間を10年に短縮する法案が提出されたことを考慮し、住基ネットとの突合せにより持ち主の可能性が高い方について、黄色便を送付した。	送付時期 24年6月～7月 送付数 約44万人
	③グレー便	マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年5月 送付数 約68万人
	共済年金受給者の フォローアップ	グレー便の送付において、突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットからカナ氏名を取得し再度突合せを行い、一致したものに対して、個別に確認作業を実施した。	確認作業時期 24年3月～ 対象者数 1,979人
	④定期便	全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしている。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年4月～ 送付数 22年度 約6,610万人 23年度 約6,525万人 24年度 約6,578万人
	⑤受給者便	厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがなければご本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年12月～22年11月 送付数 約2,632万人
	⑥再送付便 (未着のもの)	(ア) 受給者便が未着の方に対し、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、改めて送付した。 (イ) 「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が未着の方のうち、「住基ネット」との突合せにより住民票コードの収録ができた方に対して、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、ねんきん定期便を再送付した。 (ウ) 黄色便や無年金・未請求者関係のお知らせが未着の方に対し、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、改めて送付した。	送付時期 24年2月 送付数 約2万人 送付時期 24年3月、25年3月 送付数 約91万人 送付時期 25年3月 送付数 ・黄色便 約2.8万人 ・無年金・未請求者関係通知 約160人
	(参考) ⑦茶色便	「基礎年金番号に統合されていない共済記録」（平成9年の基礎年金番号導入前に退職した共済組合員の記録）と基礎年金番号記録との突合せをし、基礎年金番号と結びつく可能性のある方にお知らせを送付し、ご自身の共済記録であるか確認をいただいた。 「ご自身の共済記録である」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年3月、25年3月 送付数 約134万人

	対 策		
	事 項	内 容	備 考
Ⅱ 記録の内容に誤りがある問題 (厚生年金の加入期間や標準報酬、国民年金の納付記録等に誤りがあるものについて適正化を図る)	①紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	高齢の年金受給者の方などから順番にオンライン記録と紙台帳等の内容を照合し、不一致があった場合には、ご本人にお知らせし確認いただいた上で年金記録を訂正している。	実施時期 22年10月～
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	国民年金特殊台帳（国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの）とオンラインの納付記録との突合せを行った。	実施時期 20年5月～22年6月
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ	国の被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業を行い、これらの記録の適正化を進めている。	実施時期：22年4月～
	④標準報酬等の遡及訂正事案	不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件に該当する記録について記録の回復を進めている。 ・標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。 ・5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。 ・6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	実施時期：20年10月～
	⑤定期便・受給者便等	(前項①～⑥参照)	
Ⅲ その他	年金事務所段階における記録回復	年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、総務省年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。 ・厚年遡及訂正事案(給与明細等がある場合、約6.9万件該当事案等) ・厚年脱退手当金事案(いわゆる「まだら事案」等) ・国年事案(確定申告書等がある場合、1年以下または2年以下の未納期間等) ・包括的意見による基準(賞与事案、同一企業等内転勤事案等)	実施時期 20年4月～
	総務省年金記録確認第三者委員会	年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を行う。	実施時期 19年6月～
	脱退手当金支給の事実確認	脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある方に対して実際に脱退手当金の支給を受けたかどうかを確認いただくためのお知らせの送付を行った。	実施時期：平成22年9月 送付数：約14.3万人
	年金未請求者に対する勧奨	年金受給資格を有しながら請求をされていない方などに対し、請求を行っていただくよう手続きの勧奨を行った。 ①年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に対するお知らせ ②70歳までの保険料納付により受給期間を満たす方に対するお知らせ ③オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ	実施時期及び送付件数 ①22年9月：約6.5万人 ②22年9月：約1.6万人 ③21年12月：約50万人

(参考) 年金記録問題の経緯

平成19年	2月	○5000万件の未統合記録の存在が明らかとなる(衆議院調査局予備的調査報告)
	6月	○総務省に年金記録確認第三者委員会設置
	12月	○ねんきん特別便(名寄せ特別便)送付開始
平成20年	4月	○ねんきん特別便(全員特別便)送付開始 ○年金事務所段階での記録回復基準(確定申告書等がある国民年金事案など)
	5月	○グレー便送付開始 ○国民年金特殊台帳突合せ開始
	6月	○黄色便送付開始
	10月	○標準報酬等の遡及訂正事案における2万件戸別調査開始
	12月	○年金事務所段階での記録回復基準(標準報酬等の遡及訂正事案)
平成21年	3月	○茶色便送付開始
	4月	○ねんきん定期便送付開始
	10月	○年金記録回復委員会設置
	11月	○ねんきん特別便に関し、市町村の協力を得てフォローアップ照会を開始
	12月	○受給者便(標準報酬記録)送付開始 ○年金事務所段階での記録回復基準(不適正な遡及訂正が行われた可能性のある6.9万件事案、一定の要件を満たす2年以下の未納期間についての国民年金事案)
平成22年	1月	○日本年金機構発足
	3月	○年金記録問題工程表策定(毎年改定)
	4月	○厚生年金基金記録との突合せ開始 ○年金事務所段階での記録回復基準(まだらの脱退手当金事案)
	9月	○年金未請求者に対する勧奨開始 ○脱退手当金の受領確認お知らせの送付開始
	10月	○紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始
平成23年	2月	○ねんきんネット開始
	10月	○年金事務所段階での記録回復基準(包括的意見に基づく記録回復基準、預り証がある国民年金事案など)
平成24年	2月	○再送付便発送開始
	6月	○加入期間10年未満の黄色便の送付開始
平成25年	1月	○気になる年金記録、再確認キャンペーン開始(未統合記録のねんきんネットでの検索サービス開始)
	3月	○年金記録問題に関する特別委員会設置

3 対策の作業進捗状況

()内はデータの時点

対策		作業進捗状況	
		対象数(A)	処理数(B) (B/A%)
I 未統合記録 (5,095万件)問題	①特別便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約8,167万人 うち「訂正あり」 約1,312万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約6,855万人 〔 ・ 未回答 約2,471万人 ・ 未着のもの 約236万人 〕	(処理状況) ・ 処理数 約1,311万人(ほぼ100%) うち記録判明 約953万人
	フォローアップ照会 (25年4月末)	(対象者) ・ 対象者 約88万人 うち接触ができた人数 約77万人 … 対象者(A) うち接触困難等 約11万人	(処理状況) ・ 処理数 約77万人(ほぼ100%) うち記録判明 約59万人
	②黄色便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約160万人 うち「訂正あり」 約149万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約11万人 〔 ・ 未回答 約93万人 ・ 未着のもの 約10万人 〕 (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) ・ 処理数 約149万人(ほぼ100%) うち記録判明 約132万人
	加入期間10年未満の黄色便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約10万人 うち「訂正あり」 約9万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約1万人 〔 ・ 未回答 約31万人 ・ 未着のもの 約3万人 〕	(処理数) ・ 処理数 約8万人(89%) うち記録判明 約7万人
	③グレー便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約58万人 … 対象者(A) 〔 ・ 未回答 約9.3万人 ・ 未着のもの 約0.5万人 〕	(処理数) ・ 処理数 約58万人(ほぼ100%) うち記録判明 約44万人
	共済年金受給者のフォローアップ (25年6月末)	(対象者) ・ 対象者 1,979人 うち接触ができた人数 1,599人 … 対象者(A) うち接触困難等 380人	(処理状況) ・ 処理数 1,599人(100%) うち記録判明 1,249人
	④定期便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数(注) 約244.4万人 … 対象者(A) 〔 ・ 未着のもの 21年度 約113万人 23年度 約121万人 22年度 約104万人 24年度 約110万人 〕 ※24年度までに送付したものの状況 (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) 約244.3万人(ほぼ100%)
	⑤受給者便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数(注) 約87.6万人 … 対象者(A) (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) 約87.6万人(ほぼ100%)
	(参考) ⑦茶色便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数(注) 約92.6万人 … 対象者(A) (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) 約88.0万人(95%)

対 策		作 業 進 捗 状 況	
		対 象 数 (A)	処 理 数 (B) (B/A%)
Ⅱ 記録の内容に誤りがある問題	①紙台帳等とコンピュータ記録との突合 (25年5月末)	約7,900万人 ※遺族年金の基となっている死亡者を含む	約6,200万人 (約78%)
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合 ※22年6月に終了	3,096万件	3,096万件 (100%)
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ(24年12月末)	(延べ人数) 3,713万人 (注)対象オンライン記録数約4,000万件について、名寄せ等を行った件数	3,495万人 (約94%)
	④標準報酬等の遡及訂正事案	2万件戸別訪問調査 ※22年6月に終了 ※「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復の申立ての意思あり」との回答があった事案 (従業員事案) 1,602件	1,602件 (100%)
Ⅲ その他	年金事務所段階における記録回復 (25年4月末)	記録回復の申立て件数(累計) 267,517件	年金事務所段階における記録回復 18,232件 (厚生年金 16,322件、国民年金 1,910件) 申立ての取下げ (年金事務所段階における記録回復含む) 28,546件
	総務省年金記録確認第三者委員会 (25年4月末)		第三者委員会への送付 235,747件 (参考)25年5月5日時点で第三者委員会へ送付されたもの(累計)235,884件のうち、あっせん 106,309件、非あっせん 116,614件、申立ての取下げ等 10,889件
	脱退手当金支給の事実確認 (25年4月末)	・申立て件数 4,578件	・年金事務所段階で記録回復 211件 ・第三者委員会へ申立て 4,150件 ・申立て取下げ 215件
	年金未請求者に対する勧奨 (23年7月末)	①「年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方」に対してお知らせを送付した後、裁定された方 27,908人 (対象者全体では39,101人) ②「70歳までの保険料納付により受給期間を満たす方」に対してお知らせを送付した後、裁定された方 3,521人 (対象者全体では5,161人) ③「オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方」に対するお知らせを送付した後、裁定された方 57,730人 (対象者全体では71,091人)	